



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部  
法制監察課

号外第20号 令和8年3月31日発行

## 目次

は県例規集登載  
【人事委員会規則】

番号	表題	担当課名
	外国の地方公共団体の機関等に派遣される 職員の処遇等に関する規則の一部を改正す る規則	
	給料等の支給に関する規則の一部を改正す る規則	
	特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を 改正する規則	
	退職手当の支給に関する規則の一部を改正 する規則	
	給料の調整額に関する規則の一部を改正す る規則	
	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改 正する規則	
	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 の一部を改正する規則	
	通勤手当の支給に関する規則の一部を改正 する規則	
	学校職員の給料等の支給に関する規則の一 部を改正する規則	
	学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規 則の一部を改正する規則	

【人事委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
	警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	
	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	
	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	
	特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	
	派遣職員に対する給料等の支給に関する規則等の規定の適用に関する規則の一部を改正する規則	
	在宅勤務等手当の支給に関する規則	

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（規則四 一一）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「すべて」を「全て」に改め、「通勤手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（規則六 五）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号中「以上」を「以上（満十八歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては、年額百五十万円以上）」に改める。

第二十一条第一項中「在職した」を「勤務した」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の期間の算定については、前条第二項各号に掲げる期間に相当する期間（公務休職者等又は結核休職者であつた期間に相当する期間を除く。）を除外する。  
第二十一条の二第二項中「在職した」を「勤務した」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則（規則六 六）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「在韓国日本国大使館」の下に「、在中華人民共和国日本国大使館」を加え、「、在上海日本国総領事館」を削り、同条第二項第一号を次のように改める。

一 在勤基本手当 百分の八十

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の支給に関する規則（規則六 一〇）の一部を次のように改正する。

第三十四条に次の一項を加える。

2 条例第十四条第四項、第十五条第五項、第十六条第三項及び第十七条第八項において読み替えて準用する徳島県行政手続条例（平成七年徳島県条例第四十八号）第十五条第四項の人事委員会規則で定める方法は、退職手当管理機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（同項に規定する公示事項をいう。第一号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（退職手当管理機関の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 退職手当管理機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- 二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

附 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則六 一二）の一部を次のように改正する。

別表第一東部保健福祉局、総合県民局及び保健所の項の項名を「南部環境保全室及び保健所」に改め、同表住宅課、東部県土整備局及び総合県民局の項の項名を「住宅課及び県土整備事務所」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（規則六 一三）の一部を次のように改正する。

第三条中「東部保健福祉局、総合県民局、保健所、診療所及び精神保健福祉センター」を「診療所、精神保健福祉センター及び保健所」に改める。

第四条中「、東部保健福祉局、総合県民局、保健所」を削り、「こども女性相談センター」を「環境保全室、こども女性相談センター」に、「家畜防疫衛生センター」を「保健所」に改める。

第五条及び第六条を次のように改める。

（医療職給料表(三)の適用範囲）

第五条 医療職給料表(三)は、危機管理政策課に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師である職員（美波地域連携事務所又は美馬地域連携事務所の所在地に駐在し、健康危機管理業務に従事する職員に限る。）並びにこども女性相談センター、徳島学院、診療所、総合看護学校、精神保健福祉センター、障がい者相談支援センター、発達障がい者総合支援センター及び保健所に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師である職員に適用する。

（特定獣医師職給料表の適用範囲）

第六条 特定獣医師職給料表は、安全衛生課、畜産振興課、食肉衛生検査所、動物愛護管理センター、保健所及び家畜保健衛生所に勤務し、又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年徳島県条例第四十五号）第二条第一項の規定により派遣され、公衆衛生業務又は家畜保健衛生業務に従事する獣医師である職員に適用する。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（規則六 一四）の一部を次のように改正する。

別表第一のイ 行政職給料表等級別職務区分表中備考以外の部分を次のように改める。

イ 行政職給料表等級別職務区分表

職務の等級	区分	職名
1 級	知事等の事務部局	主事
		司書
	教育委員会の事務部局	主事
2 級	知事等の事務部局	主任主事
		主任司書
	教育委員会の事務部局	主任主事
3 級	知事等の事務部局	主席
		工事検査主席
	教育委員会の事務部局	指導主事
		社会教育主事
		主席
4 級	知事等の事務部局	車庫長
		衛視長
		副車庫長
		副衛視長
		船長
		副船長
		機関長
		副工事検査員
	助教	
	教育委員会の事務部局	管理主事
5 級	知事等の事務部局	室長補佐
		広報室長
		工事検査員
		准教授
	教育委員会の事務部局	室長補佐

		班長
6 級	知事等の事務部局	課内室の室長
		室の長
		部等の所長
		企画幹
		推進幹
		秘書室長
		外事室長
		政策推進室長
		調整室長
		航空消防防災室長
		工事検査幹
		センター等の所長
		校長
		副所長
		センター等の副局長
		困難な業務を行う支所長
		文書館長
		鳥居龍蔵記念博物館長
		困難な業務を行う副校長
		本部長
		農林水産総合技術支援センターの課長
		収用委員会事務局の次長
		主幹
		専門幹
		航空安全・防災調整幹
		副工事検査幹

	センター等の次長
	副校長
	支所長
	出張所長
	支所の次長
	副館長
	環境保全室長
	困難な業務を行う副本部長
	農林水産総合技術支援センターの担当課長
	分室長
	農林水産総合技術支援センター農業大 学校の教頭
	教授
	出納室長
	副室長
	危機管理政策課の担当課長
	観光政策課の担当課長（みなみ阿波観 光振興担当課長及びにし阿波観光振興 担当課長を除く。）
	事務長
	副本部長
	センター等の教頭
教育委員会の事務部局	室長
	企画幹
	推進幹
	副所長
	主幹
	教育機関の次長
	統括管理主事

		統括指導主事
		統括社会教育主事
		総合教育センターの課長
7 級	知事等の事務部局	参事
		特に困難な業務を行う部等の所長
		危機管理監
		地域保健統括監
		特に困難な業務を行うセンター等の所長
		図書館長
		博物館長
		近代美術館長
		院長
		特に困難な業務を行う副所長
		困難な業務を行う企画幹
		困難な業務を行う部等の所長
		困難な業務を行うセンター等の所長
		困難な業務を行うセンター等の副局長
		困難な業務を行う校長
		困難な業務を行う副所長
		困難な業務を行う農林水産総合技術支援センターの課長
		教育委員会の事務部局
		困難な業務を行う企画幹
	8 級	知事等の事務部局
センター等の局長		
困難な業務を行う規模の大きいセンター等の所長		
部等の副局長		

		統括監（地域保健統括監を除く。）
		二十一世紀館長
		特に困難な業務を行う校長
		困難な業務を行う委員会等の事務局の副局長
	教育委員会の事務部局	副教育長
		教育改革統括監
9 級	知事等の事務部局	政策監補
		知事戦略局長
		部等の担当部長
		理事

別表第一の八医療職給料表(一)等級別職務区分表中

推進幹
副局長

を「推進幹」に改め、同表の二 医療職給料表(二)等級別職務区

推進幹
-----

分表中	4級	知事等の事務部局	主席	を	4級
					5級

知事等の事務部局	主席
知事等の事務部局	室長補佐

所長
副所長

を「所長」に改め、同表のホ医療職給料表(三)

--

所長
----

総合県民局の副部長
副局長
センター等の次長

副所長
次長

等級別職務区分表中

--

に改め、同表のへ特定獣医師職給料表等級別職務区分表中

所長
副所長

を「所長」に改める。

--

所長
----

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（規則六 一七）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「自動車等」の下に「（一般職員給与条例第八条第一項第二号、学校職員給与条例第十一条第一項第二号及び警察職員給与条例第十三条第一項第二号に規定する自動車等をいう。以下同じ。）」を加える。

第三条第一項中「（別記様式）」を「（別記様式第一号又は第二号）」に改め、同項第二号中「若しくは通勤方法を変更し」を「通勤方法若しくは第八条の三第一項に規定する駐車場等を変更し、同項に規定する駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に、「額」を「額若しくは同項に規定する駐車場等の料金」に改める。

第四条第一項中「提示」の下に「又は第八条の三第一項に規定する駐車場等たる要件を具備していること及び同項に規定する駐車場等の料金を証明する書類の提出」を加える。

第八条の二第一項中「同じ。」の「」の下に「支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して」を加える。

第九条を削る。

第八条の三第二号中「一箇月当たりの運賃等相当額」を削り、「支給単位期間」を「その支給単位期間」に、「をいう。」（二以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては）を「（普通交通機関等が二以上ある場合においては）」に改め、同条を第九条とし、第八条の二の次に次の二条を加える。

（駐車場等）

第八条の三 条例第八条第二項第二号等の人事委員会規則で定める自動車の駐車のための施設等（以下「駐車場等」という。）は、自動車等の駐車のための施設のうち、その所在地及び利用形態が次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 勤務公署の周辺又は第四条第一項の規定に基づき決定し、若しくは改定する通勤手当の額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして人事委員会が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

二 職員が自転車を利用するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

三 その利用について職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）若しくは扶養親族（一般職員給与条例第六条第二項、学校職員給与条例第九条第二項及び警察職員給与条例第十一条第二項に規定する扶養親族をいう。）に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める施設でないこと。

2 職員が駐車場等以外の自動車等の駐車のための施設を利用する場合であつて、当該施設の状況、職員の事情等により、当該施設を利用する職員に駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると人事委員会が認めるときは、前項の規定にかかわらず、自動車等の駐車のための施設のうち、その所在地及び利用形態が人事委員会が

別に定める要件を満たすものを駐車場等とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第八条の四 条例第八条第二項第二号等の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が五千円を超える場合にあつては、五千円)とする。

一 一の駐車場等を利用する場合 次のイから八までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイから八までに定める額

イ 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

ロ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によつて定めた期間に限る。)が二以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 人事委員会が定める額

二 二以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号イから八までに定める額を合計した額

第十一条中「において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める」を「おける次に掲げる」に改め、同条に次の二号を加える。

一 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

二 前号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれに準ずる住居であると認めるもの

第十四条中「において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める」を「おける次に掲げる」に改め、同条に次の二号を加える。

一 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

二 前号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれに準ずる住居であると認めるもの

第十六条第一項第一号中「(特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。)」を削り、「(当該事由の発生に伴い、」を「)」に改め、同号イ中「第十七条の二第二項第三号及び第十七条の四第二項において」を「以下」に改め、同号ロ中「(第二号第一号)」を「。以下「分限条例」という。(第二号第一号」に改め、同項第二号中「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)」を削る。

第十六条の二第二項中「(第四項に規定する特別料金等の額に相当する額に係る通勤手当に係るものを除く。)(又は同項に規定する期間(以下この条及び第十八条において「支給単位期間等」という。))及び「(支給単位期間等が一箇月を超える通勤手当は、当該支給単位期間等に係る最初の月の前月)」を削り、同条第三項中「支給単位期間等(一箇月であるものに限る。)」を「支給単位期間」に改め、同条第四項を削る。

第十七条の二第二項第二号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に、「額に」を「額若しくは駐車場等の料金に」に改め、同項第三号中「職員の分限に関する条例」を「分限条例」に

、( ) 第二条第一項」を「。以下「派遣条例」という。( ) 第二条第一項」に、「( ) 第二条の」を「。以下「育児休業法」という。( ) 第二条の」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 条例第八条第六項等の人事委員会規則で定める額は、前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は特別急行列車等、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等及び特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額とする。

第十七条の二第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、「あつては、」の下に「人事委員会の定めるところにより」を加え、同項を同条第三項とする。

第十七条の三第一項第一号中「の利用に係る特別料金等（）」を「（）」に改め、「に該当する場合」を削り、「読み替えて適用する」を「準用する」に、「含む。」を「含む。」に該当する場合」に、「の利用に係る特別料金等において発行されている」を「における」に、「の利用に係る特別料金等に係る定期券」を「に係る定期券」に改め、同項第二号中「に該当する場合」を削り、「読み替えて適用する場合を含む。）」を「準用する場合を含む。）」に該当する場合」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項第一号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第一項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第一号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

一 法第二十八条の六第一項の規定による退職その他の離職をすること。

二 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣条例第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第二条の規定により育児休業をし、育児休業法第九条第一項に規定する部分休業（一日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）をし、法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をし、法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をし、職員派遣をされ、分限条例第二条第一号の規定により休職にされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

三 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。

四 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。

五 その他人事委員会の定める事由が生ずること。

第十七条の三第三項を削る。

第十八条中「支給単位期間等」を「支給単位期間」に改める。

別記様式中「、通勤の実情」を「、通勤の実情」に、「行つて」を「行つて」に、「記入し、」を「記入し、」に、「欄は、」を「欄は、」に、「徒歩、自動車、」を「線、バス、」を「、徒歩、自動車、」を「線、バス、」に、「6箇月定期、」を「6箇月

定期、「リ」「レ」、記入を「ヤ」「リ」、記入を「リ」「レ」、通勤が「ヤ」「レ」なつた  
「ヤ」なつた」リ改め、同様式の(裏)中「第8条の3」ヤ「第9条」リ 箇月 + 箇

「リ」箇月「リ」レ「確認し、」ヤ「確認し、」リ「あつた」ヤ「あつた」リ「レ」、改定」ヤ「レ」、改定」リ「ときは、」ヤ「ときは、」リ「リ」については、「リ」レについては、「リ」レ改め、同様式を別記様式第一号と「リ」同様式の次に次の様式を加える。

任命権者		勤務公署名		所属コード	
殿		所在地		: : : : :	
職名		氏名		職員コード	
住所				: : : : :	
通勤手当の支給に関する規則第3条第1項の規定に基づき、通勤に係る駐車場等の利用の実情を届け出ます。					
主な届出の理由 新規(異動) 駐車場等の変更 駐車場等の料金の改定 勤務態様の変更に伴う駐車場等の料金の負担額の変更 支給要件の喪失 ( 利用の終了      その他(      ) ) その他(      ) 上記事実の発生日      年      月      日		定年前再任用短時間勤務等の場合の1週間当たりの勤務日数		日	
		既認定の通勤の実情について(いずれかにチェック) 変更あり(別途通勤届を提出します。) 変更なし			
		職員駐車場の利用について(内容に相違ない場合にチェック) 職員駐車場を利用しない。			
		2箇所の駐車場等を利用する場合(いずれかにチェック) 利用する駐車場等のいずれかに左記の理由が生じた。 ( 駐車場等      ・      駐車場等      ) 利用する駐車場等の両方に左記の理由が生じた。 (それぞれに生じた理由が異なる場合は、左記の「その他」欄の括弧内にその内容を記入すること。)			
利用する駐車場等	所在地				
	貸主	氏名	続柄	住所	
	名義上の借主	本人      その他 ( 氏名      続柄      )	共同名義人		{ いる( 氏名      続柄      ) いない
	利用開始日	年      月      日			
	利用形態	1月払い・ 複数月払い( 箇月 ) ・ 1回払い・ 回数券( 枚つづり      円 )			
	利用料金	円( 駐車都度その料金を支払う等の場合は、1回の利用額を記入)			
利用する駐車場等	所在地				
	貸主	氏名	続柄	住所	
	名義上の借主	本人      その他 ( 氏名      続柄      )	共同名義人		{ いる( 氏名      続柄      ) いない
	利用開始日	年      月      日			
	利用形態	1月払い・ 複数月払い( 箇月 ) ・ 1回払い・ 回数券( 枚つづり      円 )			
	利用料金	円( 駐車都度その料金を支払う等の場合は、1回の利用額を記入)			
(記入上の注意) 1 通常行っている通勤の実情に即した駐車場等の利用について記入し、例外的な利用については記入しないこと。 2 「主な届出の理由」の欄中「勤務態様の変更に伴う駐車場等の料金の負担額の変更」は、当該駐車場等の利用形態が1回払い又は回数券の利用である場合であって、勤務態様の変更による1箇月当たりの平均通勤所要回数の変更に伴い駐車場等の料金の負担額に変更があるとき等に選択すること。					
任命権者使用欄				受付日	年 月 日
駐車場等	駐車場等の利用形態	駐車場等の料金(円)	1箇月当たりの料金に相当する額(円)	(1回払い・回数券のみ)1箇月当たりの平均通勤所要回数(回)	備考 [ 回数券等の場合の駐車場等の料金の算出基礎等 ]
1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額の合計額(円)					
1 上記のとおり、確認し、条例第8条第2項第2号等の1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額は、      円であると算定する。確認する。					
2      年      月      日から      年      月      日      円と認定し、      年      月      日から支給する。 駐車場等の利用に係る通勤手当を月額      円と認定し、      年      月      日から支給しない。 支給要件喪失とし、      年      月      日					
				決裁欄	

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第三条第一項の規定による届出について、改正後の別記様式第二号により難い特別の事情がある場合には、当分の間、任命権者は、あらかじめ人事委員会と協議して、同様式の一部を変更して使用することができるものとする。

(施行日前から駐車場等を利用している職員の届出)

3 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)(前から駐車場等(職員の給与に関する条例等)の一部を改正する条例(令和七年徳島県条例第五十四号)第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第二号)第八条第二項第二号、徳島県学校職員給与条例等の一部を改正する条例(令和七年徳島県条例第五十八号)(第三条の規定による改正後の徳島県地方警察職員給与条例(昭和二十七年徳島県条例第四号)(第十一条第二項第二号及び徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(令和七年徳島県条例第六十号)(第二条の規定による改正後の徳島県地方警察職員の給与に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第二十七号)(第十三条第二項第二号(以下「改正後の条例第八条第二項第二号等」という。)(に規定する自動車の駐車のための施設等という。以下同じ。)(を利用している職員であつて、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において改正後の条例第八条第二項第二号等の規定により当該駐車場等に係る通勤手当が支給されることとなる職員たる要件を具備するに至つた者は、改正後の第三条第一項の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料等の支給に関する規則（規則六（二四）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号中「以上」を「以上（満十八歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては、年額百五十万円以上）」に改める。

。 第二十条第一項中「在職した」を「勤務した」に改め、同条第二項を次のように改める

2 前項の期間の算定については、前条第二項各号に掲げる期間に相当する期間（公務休職者等又は結核休職者であつた期間に相当する期間を除く。）を除外する。  
第二十条の二第二項中「在職した」を「勤務した」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

。 学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和八年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（規則六 二八）の一部を次のように改正する。

別表第一の二級の項中「阿南市椿泊小学校」を削る。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給料等の支給に関する規則（規則六 四〇）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号中「以上」を「以上（満十八歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては、年額百五十万円以上）」に改める。

第二十三条第一項中「在職した」を「勤務した」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の期間の算定については、前条第二項各号に掲げる期間に相当する期間（公務休職者等又は結核休職者であつた期間に相当する期間を除く。）を除外する。  
第二十三条の二第二項中「在職した」を「勤務した」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（規則六 六八）の一部を次のように改正する。

第五条、第六条第一項及び第七条中「十五年」を「二十年」に改める。

附則別表を次のように改める。

附則別表

職員の区分 期間の区分	2 項職員
1 年未満	円 49,000
1 年以上 2 年未満	49,000
2 年以上 3 年未満	49,000
3 年以上 4 年未満	49,000
4 年以上 5 年未満	45,500
5 年以上 6 年未満	42,000
6 年以上 7 年未満	38,500
7 年以上 8 年未満	35,000
8 年以上 9 年未満	32,200
9 年以上 10 年未満	29,400
10 年以上 11 年未満	26,600
11 年以上 12 年未満	23,800
12 年以上 13 年未満	21,000
13 年以上 14 年未満	18,200
14 年以上 15 年未満	15,400
15 年以上 16 年未満	12,600
16 年以上 17 年未満	9,800
17 年以上 18 年未満	7,000
18 年以上 19 年未満	4,200
19 年以上 20 年未満	1,400
<p>備考</p> <p>1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第 4 条第 3 号の職員となつた日以後の期間を示す。</p> <p>2 この表において、「2 項職員」とは、第 2 条第 2 項の職を占める職員をいう。</p>	

50,000	円
50,000	
50,000	
50,000	
50,000	
45,000	
40,000	
35,000	
30,000	
26,000	
22,000	
18,000	
14,000	
10,000	
6,000	
3,000	

別表中

70,000	円
70,000	
70,000	
70,000	
70,000	
65,000	
60,000	
55,000	
50,000	
46,000	
42,000	
38,000	
34,000	
30,000	
26,000	
22,000	
18,000	
14,000	
10,000	
6,000	

を

125820°

附 則

」

」  
2,000  
」

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則六 七五）の一部を次のように改正する。  
別表第一知事部局の項を次のように改める。

知事部局		一種
政策監補 徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号） 第四条第一号に規定する本庁（以下「本庁」という。）の 部長 本庁の担当部長 理事 知事戦略局長 会計管理者 出納局長 副理事 医務技監 県税局長 東部福祉事務所長 徳島農林事務所長 徳島県土整備事務所長		一種
本庁の副部長 統括監 文化の森振興センター所長 二十一世紀館長 中央こども女性相談センター所長 総合看護学校長 工業技術センター所長 農林水産総合技術支援センター所長 出納局副局長 本庁の次長 本庁の参事 危機管理監 美波地域連携事務所長 美馬地域連携事務所長 図書館長 博物館長 近代美術館長		二種

<p>徳島学院長 障がい者相談支援センター所長 発達障がい者総合支援センター所長 農林水産総合技術支援センター副所長 農林事務所長（区分が一種及び三種の農林事務所長を除く。） 阿南県土整備事務所長 三好県土整備事務所長</p>	
<p>本庁の課長 自治研修センター所長 人権教育啓発推進センター所長 食肉衛生検査所長 動物愛護管理センター所長 保健製薬環境センター所長 テクノスクール校長 農林水産総合技術支援センターの課長（農業大学の課長を除く。） 県土整備事務所副所長 本庁の課内室の長 企画幹 推進幹 秘書室長 外事室長 政策推進室長 調整室長 航空消防防災室長 防災人材育成センター所長 消防学校長 自治研修センター副所長 県税局副局長 県税局徳島支所長 県税局自動車税支所長 地域連携事務所長（区分が二種の地域連携事務所長を除く。） 埋蔵文化財総合センター所長 文化の森振興センター副所長 文書館長 鳥居龍蔵記念博物館長 消費者情報センター所長</p>	<p>三種</p>

<p>男女共同参画総合支援センター所長        こども女性相談センター所長（中央こども女性相談センター所長を除く。）        中央こども女性相談センター副所長        総合看護学校副校長        精神保健福祉センター所長        保健所長        美波保健所副所長        福祉事務所所長（東部福祉事務所所長を除く。）        東部福祉事務所副所長        本部長        工業技術センター副所長        家畜保健衛生所長        農林水産総合技術支援センター農業大学校長        吉野川農林事務所所長        阿南農林事務所所長        徳島農林事務所副所長        阿南安芸自動車道用地推進センター所長        県土整備事務所所長（区分が一種及び二種の県土整備事務所長を除く。）        県土整備事務所支所長        工事検査幹</p>	
<p>本庁（危機管理政策課を除く。）の担当課長（観光政策課にあつては、みなみ阿波観光振興担当課長及びにし阿波観光振興担当課長に限る。）        主幹        専門幹        航空安全・防災調整幹        防災人材育成センター次長        消防学校副校長        県税局次長        県税局支所長（区分が三種の県税局支所長を除く。）        県税局出張所長        県税局支所次長        地域連携事務所次長        副館長        食肉衛生検査所次長        動物愛護管理センター次長        保健製薬環境センター次長</p>	<p>四種</p>

	<p>環境保全室長          こども女性相談センター次長          徳島学院次長          精神保健福祉センター次長          障がい者相談支援センター次長          発達障がい者総合支援センター次長          保健所（美波保健所を除く。）の次長          福祉事務所次長          東京本部副本部長          関西本部副本部長          工業技術センター次長          テクノスクール副校長          家畜保健衛生所次長          農林水産総合技術支援センターの担当課長          農林水産総合技術支援センター水産研究課県北分室長          農林水産総合技術支援センター農業大学校教頭          農林水産総合技術支援センター農業大学校教授          農林事務所次長          農林事務所支所長          阿南安芸自動車道用地推進センター次長          県土整備事務所次長          県土整備事務所支所次長          副工事検査幹          出納室長</p>	
診療所長	五種	
研究部長	六種	

別表第一議会事務局の項職の欄中「担当室長」を削り、同表教育委員会の項職の欄中、「副教育長」を「副教育長」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（規則六 八八）の一部を次のように改正する。

別表中「西部総合県民局県土整備部木屋平詰所」を「美馬県土整備事務所木屋平詰所」に、「西部総合県民局県土整備部東祖谷作業所」を「三好県土整備事務所東祖谷作業所」に、「西部総合県民局県土整備部一字詰所」を「美馬県土整備事務所一字詰所」に、「西部総合県民局県土整備部西祖谷詰所」を「三好県土整備事務所西祖谷詰所」に、「東部県土整備局へ徳島▽正木ダム管理庁舎」を「徳島県土整備事務所正木ダム管理庁舎」に、「南部総合県民局県土整備部（那賀庁舎）」を「阿南県土整備事務所那賀支所」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

派遣職員に対する給料等の支給に関する規則等の規定の適用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

派遣職員に対する給料等の支給に関する規則等の規定の適用に関する規則の一部を改正する規則

一八)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二十六条第二項第十二号」を「第二十六条第二項第十三号」に改め、同条第二号中「第二十五条第二項第十二号」を「第二十五条第二項第十四号」に改め、同条第三号中「第二十八条第二項第十二号」を「第二十八条第二項第十三号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

在宅勤務等手当の支給に関する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長

坂

田

千代子

徳島県人事委員会規則六 一六三

在宅勤務等手当の支給に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第二号。以下「一般職員給与条例」という。)(第八条の三、徳島県学校職員給与条例(昭和二十七年徳島県条例第四号。以下「学校職員給与条例」という。)(第十一条の三及び徳島県地方警察職員の給与に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第二十七号。以下「警察職員給与条例」という。)(第十三条の三の規定に基づき、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(在宅勤務等の場所)

第二条 一般職員給与条例第八条の三第一項、学校職員給与条例第十一条の三第一項及び警察職員給与条例第十三条の三第一項(以下「条例第八条の三第一項等」という。)(の人事委員会規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- 一 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)(又は二親等内の親族の住居
  - 二 宿泊施設の客室(職員が当該客室の利用に係る料金を負担する場合に限る。)(
  - 三 前二号に掲げる場所に準ずる場所として任命権者が認めるもの
- (正規の勤務時間から除かれる時間)

第三条 条例第八条の三第一項等の人事委員会規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

- 一 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和四十年徳島県条例第二十号)(第七条の三第一項に規定する超勤代休時間又は同条例第八条に規定する祝日法による休日(同条例第九条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日)若しくは同条例第八条に規定する年末年始の休日(同条例第九条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日)に割り振られた勤務時間(いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。)(

- 二 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があつた時間

(一箇月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間)

第四条 条例第八条の三第一項等の人事委員会規則で定める期間は、三箇月とする。

(確認)

第五条 任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、条例第八条の三第一項等に規定する勤務(以下「在宅勤務等」という。)(を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他条例第八条の三第一項等の職員(以下「在宅勤務等手当支給職員」という。)(たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するもの

とする。

2 任命権者は、前項の規定による確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

(支給日等)

第六条 在宅勤務等手当は、給料等の支給に関する規則(規則六 五)第二条、学校職員  
の給料等の支給に関する規則(規則六 二四)第二条及び警察職員の給料等の支給に関  
する規則(規則六 四〇)第二条に規定する支給定日(以下「支給日」という。)に支  
給する。

2 在宅勤務等手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該在宅勤務等  
手当をその際支給する。

(支給期間等)

第七条 職員が新たに在宅勤務等手当支給職員たる要件を具備すると認められた場合には  
、条例第八条の三第一項等に規定する人事委員会規則で定める期間以上の期間、在宅勤  
務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が在宅勤務等手当  
支給職員たる要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこ  
ととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

(雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事  
委員会が定める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。